

平成18年度第2回芦屋市社会福祉審議会会議録(要旨)

| | |
|-------|---|
| 日 時 | 平成19年2月13日(火) 15:00~17:00 |
| 会 場 | 北館4階 教育委員会室 |
| 出 席 者 | 会 長 白石 大介 他委員9名(欠席なし) 事務局 保健福祉部長浅原, 保健福祉部次長浅田, 保健福祉部次長浜野, 障害福祉課長藤井, こども課長中村, 保健福祉部総務課長補佐岡田 |
| 会議の公表 | 公 開 非公開 部分公開 |
| 傍聴者数 | なし |

1 議 事

芦屋市地域福祉計画(案)について

2 内 容

= 開会 =

= 会長あいさつ =

(1) 中間まとめ以降の経過について

計画の中間まとめ以降, 第6回策定委員会を12月19日に, 第7回策定委員会を1月16日に開催し, 原案を策定。その後, 庁内の推進本部幹事会を1月23日に, 推進本部会議を1月29日に開催, 計画案を検討し, 本日諮る計画案を策定。

(2) 意見募集(広報・ホームページによる周知, H18.12.8~H19.1.6)について

12月8日から30日間意見募集。募集結果は1件。内容は, 中間まとめそのものについてというよりも, 広く「ワーキングプア」の問題などの労働行政や, 国民健康保険料が支払えないなど, 国保などを含めた社会保障といった点からのご意見。「自己責任論, 受益者負担論, 財政危機論など乗り越えて, しあわせを作り出すための知恵を発揮する時代となってきたと思います。…弱者への視点をさらに深めて欲しいと思います。」との意見について, 行政としては, 生活保護など社会の最後のセーフティネットは, 行政の責任であるということが大前提であり, 行政の責任を放棄するとか, セーフティネットの部分を地域で見てくださいと言っているものではなく, 支えあう仕組みづくり, 地域に網の目を張るという地域福祉を考えている。地域福祉計画の中での自己決定

については、自己責任論があるから、「すべてあなたの責任です」ということを言っているのではなく、自分がどういう人生を選択し、決定していくかということにおいて、選択することの自己決定の大切さを言っており、決して行政の責任を放棄するものではない、ということ。

このご意見の趣旨を踏まえて、P44の「生活困窮者の自立支援」の項に取り込み、「関係機関とも連携をとりながら窓口での生活相談を充実し、生活困窮者の支援に努めます」とする。

(3) 意見等の取り扱いについて

計画案全般について、表現及び字句体裁の修正。

計画の用語について、「住民、地域住民、地域福祉活動」という言葉を、原則使用する。この計画では「地域社会を基盤とした活動（営み）について考える」ことを基本としている。次に、地域福祉活動は「地域活動を視点に据えた福祉活動である」と考え、その場合「地域に暮らす人は、当然住民であるが、学生や事業者が地域活動をする場合などは地域住民という言葉」で大括りする。現在制定に向けて作業中の（通称）市民参画条例でいう「市民」に対比する言葉ではなく、「地域社会に密着して活動する者という視点で、住民、地域住民、地域福祉活動」という言葉を使用。地域社会（活動）について直接的に述べていない場合や、広く一般的な普通名詞としては、市民、市民活動...等の言葉を使用。

<資料にそって、意見及び取扱いを説明>

- ・ 前回社会福祉審議会での意見及び取扱いについて
- ・ 策定委員会での意見及び取扱い
- ・ 市議会での意見及び取扱い
- ・ 庁内推進本部での意見及び取扱い

(4) 計画案についての社福審委員意見

38頁(3) 寄附文化について、「善意による社会貢献の意識を活かす従来の寄附とは違う仕組み」という表現が、従来の寄附が善意によるものではないという印象を受けるので、「さらに善意による社会貢献の意識を活かすために（または方法として、）従来の寄附とは違う仕組み」に改めてはどうか。

修正する

41頁(3) 成年後見制度の利用支援について、「法定後見人が財産管理や・・・」という表現を、保佐人等も含める意味で「法定後見人等が財産管理や・・・」にした方がよいのではないか。

法定後見人には成年後見人・補助人・保佐人を含めるがわかりにくいので「成年後見人等が財産管理や・・・」と修正する

41頁(3) 苦情への適切な対応について、社会福祉法で各事業者は苦情相談の窓口をつくることになっているので、わざわざここに記載する必要はないのではないか。

確かに苦情相談の第一窓口はサービス事業者であるが、次に身近な窓口として市町村が運営基準で位置づけられているので、市も相談対応体制の充実を図る。また、介護保険制度開始の経過において、利用者によるサービスの自己選択・自己決定の仕組みを導入するにあたって利用者側を保護する制度として意味をもつものであるから、市民にとっては重要な項目であり、この項は残す。ただ、表現は「相談対応の充実を図る」などに表現を改める。

42頁(4) 地域発信型ネットワークシステムのイメージ図について、現段階で決定していないシステム図を載せることは誤解を招くのではないか。

地域ケア会議・地域包括支援センター運営協議会・権利擁護委員会の3関係機関では合意がほぼなされている状況であり、また視覚的にわかりやすいことも考え、3月中旬に関係機関で最終確認をしたうえで、図を削除してしまうよりは「今後関係者の意見を聞きながらこの方向でシステムを構築していく」イメージ図として残す。

45頁(2) 学校教育の中での福祉意識の普及について、「共生ということを学ぶ場として重要なものです」だけでなく、もう少し学校教育で何を目指していくのか記述した方がよいのではないか。

教育委員会と再度調整して修正する

46頁(2) 外国人居住者に対する支援について、内容からして「支援」だけではなく「支援と交流の促進」にした方がよいのではないか。

修正する

46頁(3) 公共施設等のユニバーサルデザイン化の促進について、公共施設、特に公園のトイレの整備などは重要な事項だと思うので、本文の中でもう少し補強して記述した方がよい。

修正する

(5) その他全般についての質問・意見

福祉センター構想について、前回以降進展はあるか。

策定委員会では構想を進めるよう、また今計画にも盛り込むよう強い意見があったが、現段階で書ける内容のみを記述している。その他、2月人事異動で専任担当が決まったが、構想については今のところ進展はない。

ボランティアセンターと（仮称）市民参画センターの役割分担についてはどうなるのか。

（仮称）市民参画センターは、団体間の交流・運営相談等中間支援をする予定である。また、ボランティアセンターは今までの長い活動経過があり、そこを拠点に活動してきた団体・グループがあるので、すぐに機能を統合すると市民活動にかえって混乱を招く恐れがでてくる。過渡期としての問題の複雑さがあるので、ボランティアセンターの機能は引き続き充実を図りながら、（仮称）市民参画センターと連携を取っていく。

高齢者福祉施設サービスの基盤整備について小規模多機能居宅介護施設の整備を特筆しているように感じるが意味はあるのか。

他のサービスも勿論充実に努めるが、小規模多機能の考え方は画期的で特に充実していきたいと考えている。

寄附文化について、何のために使うのかを明確にする仕組みがあれば、もっと社会貢献の幅が広がると思う。1%の寄附、1%のボランティア、年収の1%を社会のために使う、年間365日の1%の時間を社会のために使うといった考え方が広がれば社会も変わっていくのではないか。